

# 設備投資・機械購入などの計画がありませんか

## 【宇城市企業振興促進条例】による支援

**R6年1月1日から支援内容がアップ！  
宿泊施設はさらに手厚く！！**

- 要件：立地協定から最長3年間の合計投資額3億円以上  
(※一部施設：5,000万円以上～、※新設時は最長5年)
- 支援：**①設備補助：投資額×2%（宿泊施設は最大5%）**  
**②用地補助：取得費×30%など**  
**③宿泊施設の固定資産税を3年間免除**

### 【ポイント】

(1)県下トップクラスの用地取得補助  
(2)増設、新設どちらでもOK。  
(3)雇用の要件などは無し。設備投資のみで対象。

県補助併用の可能性もあり。

企業誘致に関する詳細は↓から



宇城市HP

<https://www.city.uki.kumamoto.jp/jigyosha/sangyo/2015361>

他業種も固定資産税が免除や軽減される「特例」もあり。

- 三角町、豊野町、不知火町に所在：500万円以上の投資から可能性あり（過疎法、半島振興法）
- 1億円以上の投資から可能性あり（地域未来投資促進法）

## 【中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画】による支援

**R7年4月1日から支援内容に変更がありました。**

計画認定を受けると、導入した対象設備の**固定資産税が3年間、1/2に軽減**される場合があります。また、上乗せ要件を満たした場合、**5年間1/4に軽減**される場合があります。

- ・1. 5%以上の賃上げを表明：固定資産税が3年間1/2に軽減
  - ・3. 0%以上の賃上げを表明：固定資産税が5年間1/4に軽減
- ＞共に令和9年3月31日までに導入した設備が対象

- ①機械装置(160万円以上)、②測定工具及び検査工具(30万円以上)、③器具備品(30万円以上)、④建物附属設備(60万円以上)が対象で、生産性向上などの要件あり。

### 商工会や税理士など

(認定経営革新等支援機関) から聞いて申請される会社も

建設業

農業

ショベル、ホイローダ、発電機など

小売業

サービス業

自動釣銭機、包装機、レジスターなど

製造業

製造設備、検査装置、計測器、ロボット、生産管理システムなど

これまでの事例**50社以上**が活用

先端設備導入計画に関する詳細や申請書等は↓から



中小企業庁HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



宇城市HP

<https://www.city.uki.kumamoto.jp/jigyosha/sangyo/shokogyo/2020778>

問い合わせ 宇城市 市長政策部 地域振興課 TEL:0964-32-1906

・記載内容は、令和7年4月1日現在のものです。